

教授会及び研究科委員会から学科長・幹事会議 に対する委任事項

	平成 6 年 2 月 24 日	教授会決定
一部改正	平成11年11月25日	
〃	平成13年10月25日	
〃	平成13年12月20日	
〃	平成14年 1 月 24 日	
〃	平成14年10月24日	
〃	平成17年 2 月 24 日	
〃	平成27年 3 月 23 日	

- 1 学生（大学院生及び非正規学生を含む。）の休学，退学及び復学の許可に関すること。
- 2 学部及び大学院に係る研究生，科目等履修生の受入（期間の変更を含む。以下同じ。）及び退学の許可に関すること。
- 3 国費外国人留学生の推薦及び受入許可に関すること。
- 4 受託研究員その他の各種研究員，研修員の受入許可に関すること。
- 5 外国人研究者受入許可に関すること。
- 6 学部学生その他大学受験の許可に関すること。
- 7 学生（大学院生を含む。）に係る既修得単位の認定に関すること。
- 8 教育実習（事前及び事後の指導を含む。）に関すること。
- 9 大学院生の修得単位並びに学位論文審査及び最終試験の結果の確認に関すること。
- 10 非常勤講師の任用に関すること。
- 11 学科長，附属農場次長，附属演習林次長，附属演習林経営部主任及び同研究部主任の承認に関すること。
- 12 民間機関等との共同研究の許可に関すること。
- 13 基準定員に関すること。
- 14 学部及び教室系の事務体制に関すること。
- 15 学科長・幹事会議及び教授会の開催日（予定表）に関すること。
- 16 学部共通経費の中間決算に関すること。
- 17 事業経費（事項指定経費に限る。）の配分に関すること。
- 18 外部資金（受託研究，寄附金）の受入れに関すること。
- 19 本学部に設置する機種選定委員会及び仕様策定委員会の委員委嘱に関する

こと。

上記事項について、農学部教授会及び研究科委員会から学科長・幹事会議へ審議を委任する。なお、個々の案件について、必要に応じて審議結果を教授会又は研究科委員会に報告し、又は承認を得ることができるものとする。

附 記

この委任事項は、平成11年11月25日から施行する。

附 記

この委任事項は、平成13年10月25日から施行する。

附 記

この委任事項は、平成13年12月20日から施行する。

附 記

この委任事項は、平成14年1月24日から施行する。

附 記

この委任事項は、平成14年10月24日から施行する。

附 記

この委任事項は、平成17年2月24日から施行する。

附 記

この委任事項は、平成27年4月1日から施行する。